

OMIC Food Safety Newsletter No. 527 April 9, 2021

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

モニタリング検査の追加（違反による強化または検査命令解除による引下げ：検査頻度 30%）

（2021年3月下旬）

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
3/23	オーストラリア産 とうもろこし	アフラトキシン	引下げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000757578.pdf 基準値 10 µg/kg - ppb
3/23	韓国産 青とうがらし	トリシクラゾール	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000757578.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm
3/23	韓国産 赤とうがらし	テトラコナゾール	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000757578.pdf 基準値 0.3 mg/kg - ppm
3/23	タンザニア産 ごまの種子	イミダクロプリド	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000757578.pdf 基準値 0.05 mg/kg - ppm

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報

（2021年3月下旬）

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
3/29	ドイツ	ミニカップ入りゼリー中の添加物（E407 - カラギーナン及びE425 - 未承認こんにやく）による窒息リスク	Alert

★ タイ FDA 食品輸入時の IS09001 適合証明書の使用は不可に

タイ保健省食品医薬品局（FDA）は3月4日、IS09001の適合証明書は食品輸入時に使用できなくなることをウェブサイトで発表しました。日本を含む外国・地域からタイへの食品輸出については、当該食品の製造施設に関し、タイ法令が定めている基準と同等以上の規格などに基づく証明書が必要となります。これまでは、品質マネジメントシステムの国際規格 IS09001 の適合証明書などが使用されてきました。背景には、2月9日に食品の製造方法などの基準を改正する新告示を公布したことなどがあるとみられています。

当該告示は、既存事業者（4月11日より前に食品輸入許可を得ている者など）には10月7日から適用される予定です。今回の発表によると、IS09001の適合証明書については3月8日以降はオンラインシステムで提出することができなくなります。一方、4月11日より前に IS09001 の適合証明書を使用して食品登録番号を取得した商品については、特例的に、新告示の本格施行日の前日となる10月6日までは担当官に提示することにより輸入時の使用が認められますが、新告示の本格施行日の10月7日以降の使用はできません。

なお、今後、新告示の補足情報を盛り込んだガイドラインが保健省から発出される可能性があります。新告示が定める基準と同等以上の規格などに基づく証明書として、具体的に何が使用できるかはまだ明確になっていません。

JETRO 短信（日本語）：<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/669df084b61bb543.html>

タイ FDA 告示 No. 420（タイ語）：http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P420.pdf

タイ FDA 告示解説（タイ語）：http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/64_P420.pdf

※次号の OMIC Food Safety Newsletter No. 528 の発行は、2021年4月23日とさせていただきます。

発行者： 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ：（タイ語）kongsak@omicnet.com（日本語）lab.th@omicnet.com

ニュースレターバックナンバー：（タイ語）<http://omicbangkok.com/th/downloads>

（日本語）<http://omicbangkok.com/en/downloads>

食の安全ウェブサイト：（日本語）<http://www.omicfoodsafety.com/>